

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は町長以下関係者が出席しておりますので、ご了承ください。

◎諸般の報告

○議長（石山貴美夫君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
6月4日の本会議散会后全員協議会を開催し、上程議案の説明を受け、その後、議会運営委員会、全員協議会を開催し定例会2日目の議事日程等についてご協議いただきました。誠にありがとうございました。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（石山貴美夫君） 日程第1、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案による者を適任と認めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任と認めることに決定いたしました。



◎日程第2 承認第1号 専決処分した事件の承認について

○議長(石山貴美夫君) 日程第2、承認第1号、専決処分した事件の承認について(川根本町税条例等の一部を改正する条例について)を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 3点ほどお聞きします。

町民の負担増になるような改正ではないと考えてよろしいでしょうか。

それから2番目に、新聞報道では年内の事務手続の完了が難しいのではないかとも言われていますが、そうしたおそれはないのでしょうか。

三つ目に、改正することによって、当町の経済波及効果はどのように推測されますか。

購買力が上がると思いますか。伺います。

○議長(石山貴美夫君) 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長(北村浩二君) それでは、ご質問のうち、町民の負担増になる改正かどうかということと、経済波及効果に関するご質問にお答えいたします。

まず最初に負担増に関する改正ではないかというご質問ですが、今回の条例改正は、能登半島地震への対応、物価高騰対策、固定資産税の手続の簡略化と負担の調整となっておりますので、町民の皆様の負担増となる改正はないと考えていただいて問題ございません。

続いて経済波及効果に関するご質問に対する答えです。

今回の税改正の主なものとして定額減税が挙げられますが、賃金上昇が物価に追いついていない国民の負担緩和によるデフレ脱却の一時的な措置とされていることを踏まえ、即時に購買力向上や経済波及効果に結びつくものと捉えておりません。しかしながら、定額減税と合わせて講じられる現金給付により、購買力の向上や経済波及効果に一定の影響が生じるものと考えております。

○議長(石山貴美夫君) 健康福祉課長、森下課長。

○健康福祉課長(森下育昭君) それでは、私のほうから2点目の年内の事務手続の完了は難しいのではないかととの質疑にお答えをさせていただきます。

新聞等で年内の完了が難しいと報道されているのは、定額減税額に納税額が到達しない世帯への現金給付の対応によるのではないかと思います。本町におきましては、全員協議会でもお示ししましたとおり、年内の支給完了に向けて事務作業を進めてまいりたいと考えてお

りますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 日本共産党の大竹勝子です。

ただいま議案となっている専決処分事件の町税条例の一部改正の承認についてに対して反対の立場から討論を行います。

本案は、今年3月地方税法の一部が改正され、同月30日に公布、同じく4月1日付で施行されたことに伴って、同日付で町税条例の一部改正を専決処分したことについて議会の承認を求めるものと説明されています。

主な内容は、物価高騰への対策としての定額減税を当町において実施するための諸条項を整備すること、固定資産税に係る負担の調整と激変を緩和する措置を今年度以降3年にわたって延長することなどです。

このうち、固定資産税に関する改正については、ほぼこれまでの措置を継続させることを内容としているのに加えて、町内において対象となる物件が極めて僅かしか存在しないといった事情もあって、納税者、町民の立場から見た場合、取り立てて大きな影響を被るといった内容とはいえないと考えられます。

一方定額減税に関しては、所得税が1人当たり3万円、住民税で1万円を課税額から控除し、本来の課税額がそれに満たない場合は、差額を現金で給付するというものです。

金銭面で十分かどうかという点はあるにしても、その金額の範囲内において、確実に納税者、町民の可処分所得を増やすことにつながる措置と言つてよいと思われます。また、減税による町財政における減収分については、地方交付税に係る基準財政需要額に導入されて穴埋め措置がされることですし、本来の納税額が合計で4万円に満たない場合の補足給付に関しては、必要な財源が国からの交付金で措置されると説明されています。この説明どおりであれば町財政にとっては何ら影響は出ないということになります。

とはいえ、定額減税は鳴り物入りで宣伝されている割に規模が小さく、昨今の厳しい物価高騰などを考慮すると、この程度ではとても多くの国民の生活苦を和らげたり日本経済の浮揚を図ったりするには極めて不十分な内容と言わなければなりません。恐らくほとんどのご家庭で昨今の物価高騰によるやりくりの苦しさに紛れて、ゆとりを実感する余地はほとんどないのではないかと思います。しかも、この定額減税と補足給付は今回の1回限りの措置であって、つい先ごろ明らかにされたとおり、実質賃金が25か月連続で前年同月を下回る状態が続いているような状況の下では、家計において仮に多少のゆとりが生まれたとしても、

将来に備えての貯蓄に回される可能性が極めて高いと考えなければなりません。周知のとおり、国の財政はとりわけ長期債務の残高など主要国の中でも突出して危機的な状況に陥っています。定額減税と補足給付に充てる財源も、元を正せば赤字国債の増発によって賄われるのは明瞭であって、ツケを先延ばしにして将来世代の人々に、より重い負担を背負わせるものにならざるを得ません。加えて、今回の定額減税と補足給付は、住民税の非課税世帯に対しては定額給付を行い、課税世帯にはまず課税額の減額を行って引き切れない世帯に対しては補足給付を行う、さらに課税額が所得税と住民税の合計で1人4万円以上となる場合でも、まず今月分の給与からの天引きを行わないようにし、残与の額を7月以降各月に分けて控除するなど極めて複雑かつ煩雑な事務手続を必要とするのが特徴です。企業などの給与支払い事務を担う部分の負担については、マスコミでもこもごも指摘されているところですが、町の課税事務における負担の増大も極めて重いものになると考えられます。

以上の点を率直に指摘して、本案に対する私の反対意見といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 私11番、中澤莊也です。

私は、承認第1号に賛成の立場で討論をいたします。

今回の税制の改革については、まず、納税者の負担が軽減されているということであり、すし、国の制度に基づいた税制の改正であり、必要な条例のそれに伴う必要な条例の改正であり、賛成をいたします。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで討論を終わります。

これから、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正する条例）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

————— ◇ —————

◎日程第3 承認第2号 専決処分した事件の承認について

○議長（石山貴美夫君） 日程第3、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本

町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号、専決処分した事件の承認について川根本町一般会計補正予算（第1号））を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第4 議案第32号 工事請負契約の変更契約の締結（普通河川
小河内川河川災害普及工事）について

○議長（石山貴美夫君） 日程第4、議案第32号、工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） この減額の経緯と理由、それから積算根拠を具体的に示していただきたいです。

それから残土処分場のほうは今どれくらいたまってきているのか教えてください。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） それでは質疑に対してお答えさせていただきます。

全協でもご説明いたしましたとおり、当初計画していた残土処分場の土砂の受入れを中断しており搬出できない状況であった中で、町が整備を進めていた梅地土捨最終処分場の受入れが開始されたことに伴いまして、残土の搬出処分先の変更を行ったものでございます。

算出根拠につきましては土砂運搬先の変更に伴い、運搬距離が11km増えたことにより、運

搬費が増額となりました。逆に残土処分費につきましては、町が発注する公共事業のための処分費が免除となることに伴いまして、処分費が減額となりトータルで設計額で1,113万2,000円の減額となり、請負金額としましては1,108万8,000円の減額変更となるものでございます。

また、残土処分場の今の埋まり具合の状況でございますけれども、4月1日現在につきまして、約1万2,910m³の土砂が搬入されておりました、全体の約30%が埋まっている状況でございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号、工事請負契約の変更契約締結についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第32号、工事請負契約の変更契約締結については、原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎日程第5 議案第33号 令和6年度川根本町一般会計補正予算（第2号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第5、議案第33号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） すみません、間違えました。

○議長（石山貴美夫君） よろしいですか。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第33号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第34号 令和6年度川根本町国民健康保険事業特別
会計補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第6、議案第34号、令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 7点ほどお伺いします。

保険証のシステム改修業務委託についてですけれども、マイナ保険証に移行するに伴いシステム改修と考えられますが、なぜ国保だけなのか。健康保険証は後期高齢者医療保険もありますけれども、その辺はどうなのでしょう。

二つ目として、マイナ保険証による受診は、1割にも満たない状態で続いている上、全国保険団体連合会が調査した結果では、窓口でのトラブルも続いています。どのような対策が講じられていますか。

三つ目に、システム障害などで受付業務がストップしたりすることで、そういうことに対してはどのような対応をするおつもりですか。

それからマイナシステムで、これまで町でどのくらいお金をかけていますか。

五つ目に、マイナカードのカードリーダーを導入していないところの対応はどうするのですか。

マイナカードを使って受診する人が8.3%と少ない受診率ですけれども、少ない理由をど

ういうふうにお考えか。そしてこういう状態で保険証がなくなったら混乱が起きると思いますが、どのように対処するのか。また、今町民が使い慣れている保険証が安全で安心ではないかと思いますがいかがでしょうか。

7番目に、マイナカードは町としてメリットがあるのか、どう考えているのか伺います。

○議長（石山貴美夫君） 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長（北村浩二君） それではお答えします。

まず、マイナ保険証への移行に伴うシステム改修に関するご質問です。

後期高齢医療は、静岡県後期高齢者医療広域連合によって県か全市町の運営が行われており、システムの運用も広域連合で対応するため、当町によるシステムの改修対応は発生いたしません。

続いて窓口でのトラブルへの対応に関することですが、厚生労働省では緊急時医療情報資格確認機能というものを設けておりまして、それによる対応を講じていると承知しております。

続いてシステム障害などへの対応です。システム障害時には、オンライン資格確認のコールセンターへの連絡、患者自身のスマートフォン等によるマイナポータルの資格情報確認、保険証を持参している場合は保険証による確認を行うことになります。

続いてマイナシステムでこれまでどれだけの費用を投じてきたかというご質問ですが、マイナンバーのシステム関連では、平成26年度以降、主にシステム改修などに約3,400万円の事業費が執行されており、そのうち約2,900万円に国庫補助金が充当されている状況です。

続きまして、カードリーダー未導入のところに対する対応に関するご質問ですが、有効期限の残る健康保険証または紙の資格確認証による運用となりますが、医療機関及び薬局の意向を踏まえながら健康福祉課と連携をしながら対応していきたいと考えております。

次に、マイナンバーカードの受診率に関するご質問ですが、国民健康保険の被保険者のうち、マイナンバーカード健康保険証利用登録を行っている方の割合は62.6%ですが、実際に利用されている方の割合は先ほどご発言のあったとおり8.35%と低い状況となっております。現在では健康保険証が利用できる状況であるため、利用者が増加していないものと確認しており、今後、現在の健康保険証の有効期限の経過とともに利用率は少しずつ上昇していくものと考えております。また、マイナンバーカード利用者への丁寧な説明に努め、安全で安心な利用を促進していきたいと考えております。

最後に、マイナンバーカードのメリットに関するご質問ですが、マイナンバーカードによって診療記録の確認が速やかに行われるなど、データに基づくより良い医療を受けられることから有効な制度であると考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 日本共産党、大竹勝子です。

私は、ただいま議案となっておる議案第34号、令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対して、反対の立場から討論いたします。

本案は国からの交付金と一部一般会計からの繰入金を原資に健康保険証の機能をマイナンバーカードに一体化させていわゆる紙の保険証を本年12月2日をもって発行を取りやめるのに対応するシステム改修を実施するのに必要な経費を盛り込んだ補正予算です。

政府は全ての国民に12桁の番号を割り振り、それに対応したカードを配布して様々な行政手続や本人確認などに使わせようとして躍起になっています。本来このカードは持つのも持たないのも本人の自由意思に基づくものとされています。にもかかわらず、これに健康保険証の機能を一体化させて紙の保険証を廃止することになると、事実上カードの取得が義務化されることになります。このマイナンバーカードについては、本人の氏名や生年月日はもとより、預金口座の番号や印鑑登録に関する情報など様々な情報がひもづけされ、今後は運転免許証も一体化される計画だとも伝えられています。諸外国ではこのような一つの番号で重要かつ多数の個人情報を一元管理しようとするのは情報漏えいなどのリスクがあまりにも多くて危険だと、わざわざ禁止する法律を制定する例もみられるほど危険極まりないことです。国内においても本格的な活用はまだこれからなのに、他人の口座番号がひもづけされたり、コンビニで別人の住民票が交付されたりといったトラブルが多数伝えられています。いわゆるマイナ保険証に対しても、医療機関の窓口で資格確認ができない、負担割合が誤って表示される、別人の投薬情報が表示されるなど、状況次第では利用者の健康や最悪命にも関わるようなトラブルも発生しています。加えてカードと保険証を一体化させた被保険者は62.6%と聞いていますが、そのマイナ保険証で実際に受診した方は僅か8.35%にとどまっているということです。もしカードに健康保険証を一体化させることで医療機関を受診する際利便性が明らかに高まるのであればこのような数字になることは到底考えられません。また、医療機関の窓口でマイナ保険証が認識されない、あるいは読み取りキーや通信回線が不具合を起こすシステムサイバーによる処理が滞るといったトラブルはあまり多くは伝えられておりませんが。多くのネットトラブルがアクセスの集中時に発生することを考慮すれば健康保険証の廃止でマイナ保険証の利用が急増した場合など深刻なトラブルが多発するといった可能性が高まる可能性も強く懸念されます。

本補正予算の最も中心的な内容は、保険証の機能をマイナンバーカードに一体化させて紙の保険証を廃止するのに伴って資格確認書をカードを取得していない方や希望者に発行するためのシステム改修だと説明されています。だとすれば、紙の保険証を廃止するのを止めさ

えすれば、全く不要になるはずの出費と言わざるを得ません。そもそも紙の保険証廃止がもともとは自由であるはずのカードの取得を事実上強制するための措置としか考えられないといった点を考慮するなら、いくら財源の大半が国からの交付金で賄われて町として貴重な一般財源の導入費は比率的には5%にも満たないとは言ってもゼロではありません。また、国民健康保険証がなくなること、お年寄りが受診を控え重症化し手遅れになり兼ねません。医療機関に携わる者としてとても賛成することはできません。こうした点を考え合わせるなら、本補正予算の内容が大多数の加入者町民の願いと到底相入れないのは明らかであると私は考えます。

以上のような点を率直に指摘させていただき、本案に対する私の反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 私11番、中澤莊也です。

私は議案第34号、令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に賛成の立場から討論をいたします。

この事業の目的であります、マイナンバーカードと健康保険証の一体化について、令和6年の12月2日から現行の保険証が廃止されることに伴うシステムの改修で、必要な予算措置であります。健康保険証が廃止された後も、該当者、被保険者に対しては資格確認書が交付されるという、そういう手だても取られますので、マイナンバーカードを取得していない方についても保険証がなくなっても問題はないというふうに考えますし、この制度のデメリットとかそういうものについては利用可能な医療機関が限られるとか個人の情報が洩れるというようなデメリットも考えられておりますが、多くのメリットが挙げられております。医療機関での受付が自動化するというようなこととか、窓口でこれは高額医療の関係ですが、限度額以上の支払いが不要となる、就職、転職とか引っ越しをした場合の保険証の更新が不要となる、マイナポータルから過去の診療情報を閲覧できる、医療費の控除の確定申告が自動化できるというような大きなメリットもありますし、やはり時代の流れの中でDX化を進めていく中にあるのは、こういう方向に進んでいくのではないかと思いますし、今回の補正については本当に必要不可欠な予算というふうに考え賛成をいたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第34号、令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第34号、令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長（石山貴美夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は6月19日午前9時に開会し、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前 9時32分